

## 障害者である職員の任免の状況

令和5年6月1日現在  
つるぎ町

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和5年6月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第1項の規定に基づき地方特例の認定を受けた認定地方機関等の障害者である職員の任免の状況は以下のとおりです。

| 認定地方機関<br>その他の期間  | ① 法定雇用障害者数の<br>算定基礎となる職員の数 | ②障害者の数 | ③実雇用率 | ④不足数 |
|-------------------|----------------------------|--------|-------|------|
| つるぎ町<br>つるぎ町立半田病院 | 346.5人                     | 9人     | 2.60% | 0人   |

注 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。